

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和8年4月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500440号
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2600001号

第1 結論

請求期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和50年1月から同年3月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで

私は、請求期間当時、家業の小売店で働いており、昭和52年11月に結婚してからは妻と一緒に働くようになった。私の国民年金の加入手続については、よく覚えていないが、保険料については、結婚してからは妻が、夫婦二人分をA町(当時)役場へ納付しに行った。何度か納付しに行っている途中で同町役場の男性職員から、未納の分も納めると年金が全額もらえると聞き、後日、未納であった保険料を、手元にあったお金で同町役場の窓口で納付した。保険料を納付した時の領収書は紛失してしまったため、現在は所持していないが、請求期間①及び②について保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A町(現在は、B市)の国民年金手帳記号番号払出簿(台帳管理簿)によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和52年12月17日に夫婦連番で払い出されていることから、請求者の国民年金加入手続は、この頃に行われ、その際に、昭和49年9月16日(後に昭和50年1月1日へ訂正)まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものと考えられる。

また、請求期間①及び②はいずれも3か月と短期間であり、オンライン記録及び国民年金被保険者名簿によると、請求者は、請求期間①及び②を除く国民年金の加入期間において、保険料の未納はなく、請求者及び請求者の請求期間①及び②の保険料を納付していた妻は、いずれも昭和53年度以降の保険料は全て前納

を行っていることが確認できることから、請求者及び妻の保険料の納付意識は高く、保険料をまとめて納付する資力があつたことがうかがわれる。

請求期間②について、上述のとおり、請求者の加入手続が行われた時期（昭和52年12月）を基準とすると、妻は、請求者の請求期間②に係る保険料を納付することが可能であつた。

また、オンライン記録、請求者及び妻に係るA町の国民年金被保険者名簿の検認記録によると、請求者については、i) 請求期間②当時には、未納期間とされていた昭和50年度及び昭和51年度を昭和53年1月18日に一括納付していること、ii) 請求期間②の直前の昭和52年4月から同年12月までの保険料を昭和53年1月31日に納付していること、iii) 妻は、請求期間②に係る保険料を、昭和53年1月31日に納付しており、請求者及び妻に係る帳票類から確認できる納付日は全て同日であることが確認でき、このことは、妻が保険料を納付してくれていたとする請求者の陳述とも符合している。これらのことを踏まえると、保険料を納付するための資力に問題はなく、3か月と短期間である請求期間②の保険料を、妻が自身の保険料と併せて納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、妻は、請求者の請求期間②に係る国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間①について、上述のとおり、昭和49年9月16日まで遡って被保険者資格を取得しているものの、加入手続が行われた時期（昭和52年12月）において、既に時効が成立しており、妻は、請求者の請求期間①に係る保険料を遡って納付することができなかつたものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録において、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の昭和52年12月17日にA町において払い出された国民年金手帳記号番号以外に、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、日本年金機構は、請求期間当時の過年度保険料に係る納付書発行の取扱いについては確認できない旨回答している上、B市は、請求期間当時の国民年金に係る資料は保管していない旨回答しているほか、妻が請求者の請求期間①に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間①については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500406号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2600005号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間のうち、平成5年1月1日から平成6年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から同表の第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成5年1月から平成6年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求者のA社における請求期間のうち、平成6年10月1日から平成16年3月21日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から同表の第7欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成6年10月から平成16年2月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成6年10月から平成16年2月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求者のA社における請求期間のうち、平成8年10月1日から平成11年10月1日までの期間及び平成12年10月1日から平成14年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、上記2の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額(別表の第7欄)から同表の第8欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成8年10月から平成11年9月まで及び平成12年10月から平成14年9月までの訂正後の標準報酬月額(別表の第7欄に掲げる厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日：昭和32年生
住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成5年1月1日から平成16年3月21日まで

請求期間について、年金記録を確認したところ、A社における標準報酬月額が9万8,000円と記録されていることが分かった。当時、給与の遅配や未払いがあったが、9万8,000円より高い金額が支払われていたのは間違いないので、調査して標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成5年1月1日から平成6年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者のA社に係る標準報酬月額は、当初、平成4年10月1日の定時決定は41万円、平成5年10月1日の定時決定は38万円と記録されていたところ、平成5年12月21日付けで、請求者を含む被保険者8人の標準報酬月額の記録が平成5年1月1日に遡及して9万8,000円に引き下げされていることが確認できる。

また、請求者から提出された給料明細書によると、平成5年1月1日から平成6年10月1日までの期間において、遡及減額処理が行われる前の標準報酬月額に見合う報酬月額が支払われていることが確認できる。

さらに、A社の事業主は、平成5年頃は会社の経営があまり良くなかったことから、保険料の滞納を解消するために、社会保険事務所（当時）から標準報酬月額を引き下げるよう提案があり、それに従った旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成5年12月21日付けで行われた遡及減額処理は事実即したものと考えることは難しく、請求者について、平成5年1月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由はなく、当該減額処理について有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の平成5年1月から平成6年9月までの標準報酬月額については、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た記録から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる標準報酬月額に訂正することが必要である。

- 2 請求期間のうち、平成6年10月1日から平成16年3月21日までの期間については、請求者から提出された給料明細書、給与支払に係るメモ、預金通帳及び平成16年分給与所得の源泉徴収票（以下、併せて「給料明細書等」という。）並びに日本年金機構の回答によると、標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額（以下「本来の標準報酬月額」という。）（別表の第3欄）又は報酬月額に見合う標準報酬月額（別表の第4欄）及び事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（別表の第5欄）は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額（別表の第2欄）を超えていることが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成6年10月から平成16年2月までの標準報酬月額については、給料明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第7欄に掲げる標準報酬月額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間のうち、平成6年10月1日から平成16年3月21日までの期間については、事業主が実際の給与額より低い報酬月額を届け出ている旨認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間のうち、平成8年10月1日から平成11年10月1日までの期間及び平成12年10月1日から平成14年10月1日までの期間については、給料明細書等及び日本年金機構の回答によると、本来の標準報酬月額（別表の第3欄）は、オンライン記録の標準報酬月額（別表の第2欄）及び上記2の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額（別表の第7欄）を超えていることが確認できる。

したがって、請求期間のうち、平成8年10月から平成11年9月まで及び平成12年10月から平成14年9月までの標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第8欄に掲げる標準報酬月額に訂正することが必要である。

ただし、平成8年10月から平成11年9月まで及び平成12年10月から平成14年9月までの訂正後の標準報酬月額（別表の第7欄に掲げる厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

別 表

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2500406 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2600005 号

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄	第8欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額 (訂正前)	本来の標準報酬月額	報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険法第75条ただし書訂正後の標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法第75条本文訂正後の標準報酬月額
平成5年1月から同年9月まで	9万8,000円	41万円	—	41万円	41万円	—	—
平成5年10月から平成6年9月まで	9万8,000円	38万円	—	38万円	38万円	—	—
平成6年10月から平成7年9月まで	9万8,000円	41万円	—	41万円	—	41万円	—
平成7年10月	9万8,000円	—	44万円	44万円	—	44万円	—
平成7年11月	9万8,000円	—	50万円	44万円	—	44万円	—
平成7年12月	9万8,000円	—	44万円	44万円	—	44万円	—
平成8年1月	9万8,000円	—	41万円	44万円	—	41万円	—
平成8年2月から平成8年4月まで	9万8,000円	—	47万円	44万円	—	44万円	—
平成8年5月	9万8,000円	—	44万円	44万円	—	44万円	—
平成8年6月	9万8,000円	—	47万円	44万円	—	44万円	—
平成8年7月	9万8,000円	—	53万円	44万円	—	44万円	—
平成8年8月	9万8,000円	—	47万円	44万円	—	44万円	—
平成8年9月	9万8,000円	—	50万円	44万円	—	44万円	—
平成8年10月から平成9年6月まで	9万8,000円	47万円	—	44万円	—	44万円	47万円
平成9年7月から平成9年9月まで	9万8,000円	53万円	—	44万円	—	44万円	53万円
平成9年10月から平成10年9月まで	9万8,000円	50万円	—	44万円	—	44万円	50万円
平成10年10月から平成11年9月まで	9万8,000円	47万円	—	44万円	—	44万円	47万円
平成11年10月から平成12年9月まで	9万8,000円	44万円	—	44万円	—	44万円	—
平成12年10月から平成14年9月まで	9万8,000円	50万円	—	44万円	—	44万円	50万円

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄	第8欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額 (訂正前)	本来の標準報酬月額	報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険法第75条ただし書訂正後の標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法第75条本文訂正後の標準報酬月額
平成14年10月から 平成15年3月まで	9万8,000円	41万円	—	44万円	—	41万円	—
平成15年4月から 平成16年2月まで	9万8,000円	41万円	—	56万円	—	41万円	—

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500557号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2600006号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年9月5日から昭和46年3月1日まで
60歳になる頃に社会保険事務所(当時)において、請求期間に3か月の厚生年金保険被保険者記録が6回ほどあったことを確認したが、担当者(社会保険労務士)に消されてしまった。そのため、これまでに年金記録の訂正請求を数回したが、いずれも訂正をしない旨の決定がされた。

しかし、請求期間においてA社にC職として勤務していたことは間違いないので、訂正をしない旨の決定に納得できない。

新たに提出する資料はないが、請求期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) B社から回答された請求者に係る「在籍および当社厚生年金加入記録」により、請求期間のうち、昭和45年12月23日以降の期間については在籍が確認できるものの、同社の担当者は、請求者が昭和46年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得するまではD職としての期間であり、当該期間は厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料を控除していない旨陳述していること、ii) 上述の「在籍および当社厚生年金加入記録」により確認できる請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日は、オンライン記録と一致している上、同社は、保管する原簿カード及び基本原簿を基に「在籍および当社厚生年金加入記録」を作成しており、請求期間に請求者の年金記録はなく、請求者が誤って記録されていたと主張する氏名での年金記録も確認できない旨回答していること、iii) E健康保険組合は、請求者のA社に係る健康保険の被保険者記録について、被保険者情報の保存期間が経過しており、記録を確認できない旨回答していること、iv) 請求者が記憶する同僚3名のうち、

2名は既に死亡しており、残る1名については請求者が照会を希望しておらず、同僚からは請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できないこと、v) 日本年金機構が保管している同社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の記録を確認したものの、請求者と同姓同名で生年月日が同日の厚生年金保険被保険者記録は確認できず、請求者が誤って記録されていたと主張する氏名で生年月日が請求者と同日の厚生年金保険被保険者記録も確認できないこと、vi) 請求者は、平成14年の60歳になる頃に社会保険事務所の担当者(社会保険労務士)が厚生年金保険被保険者記録を消した旨主張しているものの、当該担当者及び当時の経緯について、日本年金機構は、窓口相談の資料はなく、担当者の特定もできない旨回答していること、vii) 請求者は、年金記録確認F地方第三者委員会に、請求者のA社の勤務実績の記録を黒塗りにされ、D職に書き換えられた資料がある旨主張しているものの、当該資料は特定できないことなどから、既に平成29年5月26日付け、平成31年4月23日付け、令和2年10月20日付け、令和3年6月22日付け、令和5年1月27日付け及び令和7年2月25日付けで、年金記録の訂正をしない旨の東海北陸厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録が消された旨強く主張し、再度、訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者からは新たな資料の提出もなく、請求者の主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。